

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十二年二月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年十一月十日奈良県指令建第八四一九五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年二月十六日建第七三〇六号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市西白庭台一丁目二四番地ノ一、二四番地ノ二、二四番地ノ三、二四番地ノ四、二四番地ノ五、二四番地ノ六、二四番地ノ七、二四番地ノ八、二四番地ノ九、二四番地ノ一〇及び二四番地ノ一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区上本町六丁目一番五五号

近畿日本鉄道株式会社 代表取締役 小林哲也

一 許可番号

平成十八年十二月十九日第七八一―一三三号

平成十九年八月六日第七八一―一三三―一号

平成二十年十月八日第七八一―一三三―二号

平成二十一年一月三十日第七八一―一三三―三号

平成二十一年六月十二日第七八一―一三三―四号

平成二十二年二月五日奈良県指令建第七八一―一三三―五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年二月十七日建第七三〇七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十二年二月十七日建第四五一三三号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡王寺町元町三丁目八六五番地ノ一五七、二四九二番地ノ六、二四九二番地

ノ七、二四九四番地ノ二の一部、二四九四番地ノ三、二四九四番地ノ四、二五一三番地ノ一、二五一三番地ノ五の一部、二五一三番地ノ六、二五一三番地ノ七、二五一三番地ノ八の一部、二五二五番地ノ四、二五二五番地ノ六、二五二五番地ノ七、二五二五番地ノ一〇、二五二五番地ノ一一三、二五二五番地ノ一二四、二五五二番地ノ一、二五五二番地ノ二、二五五三番地ノ一、二五六二番地ノ五、二五六二番地ノ六、二五九二番地ノ二の一部、二六二一番地ノ二、二六二八番地ノ二、二六三〇番地ノ一、二六三〇番地ノ六、二六三〇番地ノ七、二六三〇番地ノ八、二六三〇番地ノ九、二六三〇番地ノ一〇、二六三〇番地ノ一一、二六三〇番地ノ一二、二六三〇番地ノ一三、二六三〇番地ノ一四、二六三〇番地ノ一五、二六三〇番地ノ一六、二六三〇番地ノ一七、二六三〇番地ノ一八、二六三〇番地ノ一九、二六三〇番地ノ二〇、二六三〇番地ノ二一、二六三〇番地ノ二二、二六三〇番地ノ二三、二六三〇番地ノ二四、二六六四番地ノ三及び二六六七番地ノ二並びに南元町一丁目二五二五番地ノ一六三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡王寺町元町一丁目二番一一号

株式会社清川組 代表取締役 清川明

大阪市浪速区塩草三丁目二番二六号

ヤスダエンジニアリング株式会社 代表取締役 安田京一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡王寺町元町三丁目八六五番地ノ一五七の一部、二四九四番地ノ二の一部、二五一三番地ノ一の一部、二五一三番地ノ五の一部、二五一三番地ノ七、二五二五番地ノ七の一部、二五二五番地ノ二一三の一部、二五二五番地ノ二一四、二五二五番地ノ二、二五九二番地ノ二の一部、二六三〇番地ノ一の一部及び二六三〇番地ノ一四

公園 北葛城郡王寺町元町三丁目二四九四番地ノ三、二五一三番地ノ六、二五二五番地ノ四、二六三〇番地ノ一の一部及び二六三〇番地ノ八

下水道 北葛城郡王寺町元町三丁目二四九四番地ノ二、二五一三番地ノ五、二五二五番地ノ七、二六三〇番地ノ一及び二六三〇番地ノ一四の各一部

緑地 北葛城郡王寺町元町三丁目八六五番地ノ一五七の一部、二四九二番地ノ七の一部、二五一三番地ノ一の一部、二五一三番地ノ八の一部、二五二五番地ノ二一三の一部、二六三〇番地ノ一の一部、二六三〇番地ノ一二及び二六三〇番地ノ一三